

Ⅲ－９ 大阪狭山水道事業編

1	大阪狭山水道事業の概要	——	143
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	145
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	146

1. 大阪狭山水道事業の概要

大阪狭山水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水し、給水しています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 人 口	57,443 人(令和 6 年 3 月末現在)
普 及 率	99.8%
給 水 戸 数	27,431 戸(令和 6 年 3 月末現在)
年 間 給 水 量	6,007,427 m ³
一 日 最 大 給 水 量	17,601 m ³ (令和 5 年 7 月 18 日)
一 日 平 均 給 水 量	16,414 m ³
一人一日平均給水量	286 L

(2) 主な施設の概要

表 2 受水池(配水池)の概要

名 称	受水池兼 低区配水池	ニュータウン 配水池
配水池容量	9,000 m ³	3,800 m ³

(3) 給水区域図及び配水系統図

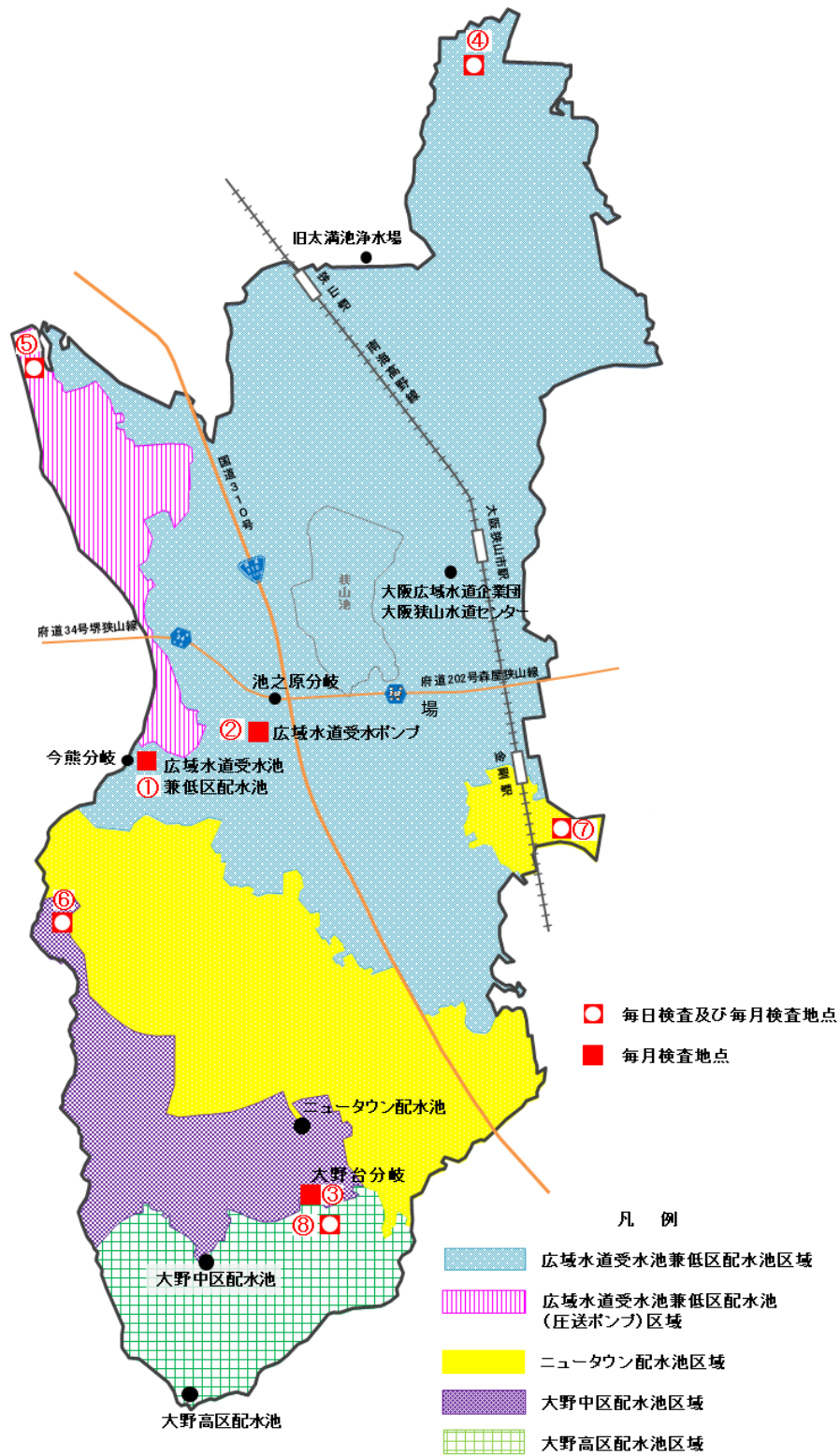


図1 給水区域図

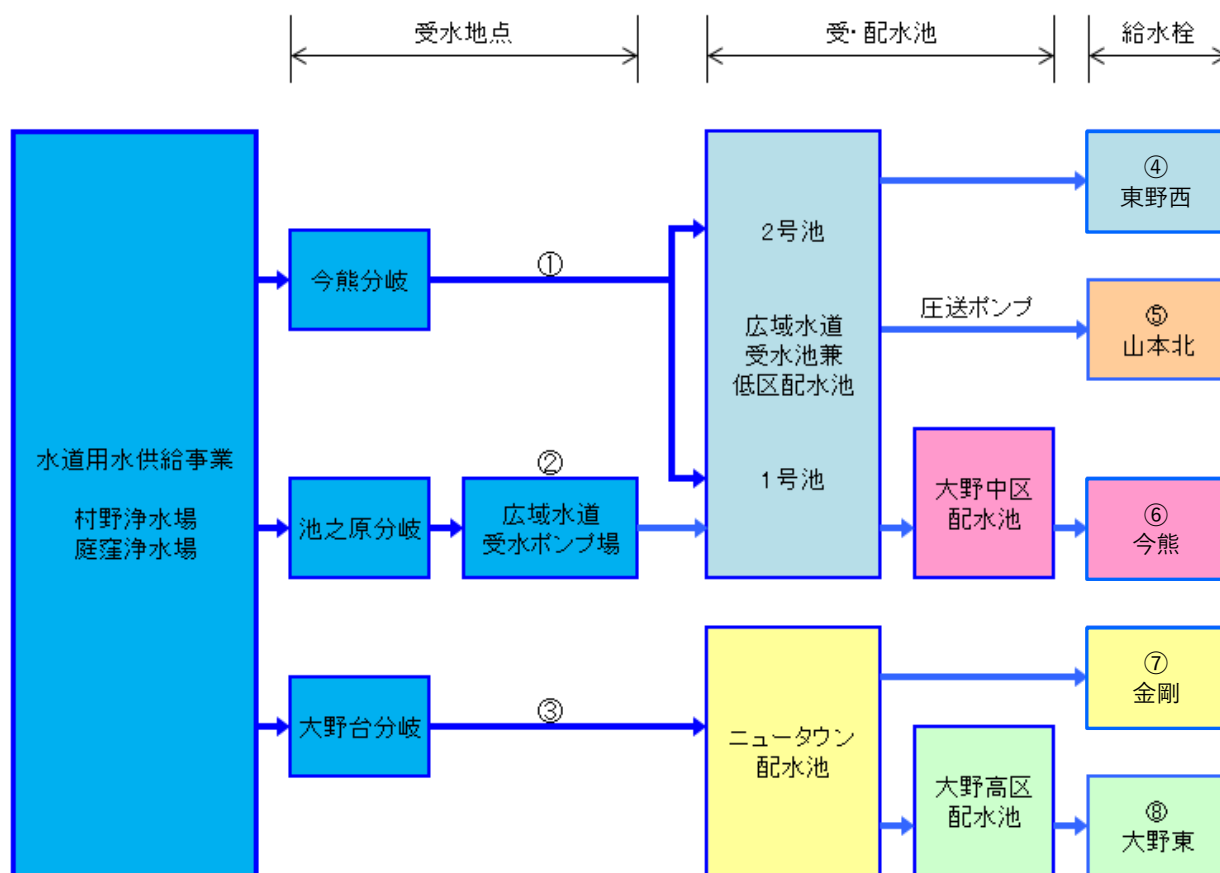


図2 配水系統図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

（1）水道用水供給事業からの受水の水質状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

（2）水道水の水質状況

大阪狭山水道事業の水道水は水道用水供給事業からの受水 100%で、水道水の水質は、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

水道水を受水後、お客様の給水栓に至るまでの間、消毒の残留効果が適正に保持できるよう必要に応じて消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの追加注入を行っています。

水質管理上、残留塩素^{*1}の低下、塩素酸^{*2}の上昇に注意が必要です。

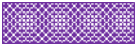
*1 水道水の衛生上、必要な措置として塩素消毒を行うことが法により義務づけられています。

残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことです。

*2 消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムに含まれ、夏季の長期保管等により消毒剤中の濃度が上昇することがあります。このため、消毒剤の適正な管理を実施しています。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点（図1、図2及び表3参照）

表3 水質検査地点				
	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
	④	東野西	○	■
	⑤	山本北	○	■
	⑥	今熊	○	■
	⑦	金剛	○	■
	⑧	大野東	○	■
受水地点	①	今熊分岐	—	■
	②	池之原分岐	—	■
	③	大野台分岐	—	■

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の確認の検査を1日1回以上行います。

2) 定期検査

各水質検査地点の水質検査項目及び検査頻度の詳細については、表4-1～表4-4、表5及び表6を参照してください。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、今熊分岐及び大野台分岐については泉北浄水池・流出（堺市）の結果を、池之原分岐については浅香山分岐（堺市）の結果をそれぞれ活用します。

表 4－1 水質基準項目及び検査頻度（給水栓（東野西））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度 (回/年)	
				代替地点		給水栓	代替地点	給水栓
				今熊分岐	池之原分岐	東野西	今熊分岐 池之原分岐	東野西
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3*4
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3*4
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	2*3
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	—	<0.002	—	2*3
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		—	—	1.14	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.10	0.10	—	4	—*4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	<0.1	—	2	—*3*4
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	<0.0002	—	2	—*3*4
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	<0.005	—	2	—*3*4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	<0.002	—	2	—*3*4
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	—	0.08	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	—	0.017	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.003	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	—	<0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	—	0.004	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	—	0.04	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.003	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	—	0.013	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	—	<0.1	—	2*3
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	—	0.02	—	2*3
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	—	<0.1	—	2*3
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.2	16.5	—	2	—*3*4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	—	0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	—	20.5	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	45.2	45.7	41.6	4	1*4
基 40	蒸発残留物	500 以下		110	110	89	4	1*4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3*4
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	—	<0.000001	—	1*5
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	—	<0.000001	—	1*5
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	<0.01	—	4	—*4
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3*4
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	—	7.3～7.7	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	—	0.6	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	—	<0.1	—	12

表 4－2 水質基準項目及び検査頻度（給水栓（山本北））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度 (回/年)	
				代替地点		給水栓	代替地点	給水栓
				今熊分岐	池之原分岐	山本北	今熊分岐 池之原分岐	山本北
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3*4
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3*4
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	2*3
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	—	<0.002	—	2*3
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		—	—	1.14	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.10	0.10	—	4	—*4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	<0.1	—	2	—*3*4
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	<0.0002	—	2	—*3*4
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	<0.005	—	2	—*3*4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	<0.002	—	2	—*3*4
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	—	0.07	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	—	0.016	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.005	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	—	<0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	—	0.004	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	—	0.03	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.004	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	—	0.012	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	—	<0.1	—	2*3
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	—	<0.02	—	2*3
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	—	<0.1	—	2*3
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.2	16.5	—	2	—*3*4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	—	0.007	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	—	20.5	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	45.2	45.7	41.5	4	1*4
基 40	蒸発残留物	500 以下		110	110	89	4	1*4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3*4
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	—	<0.000001	—	1*5
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	—	<0.000001	—	1*5
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	<0.01	—	4	—*4
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3*4
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	—	7.2～7.6	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	—	0.8	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	—	<0.1	—	12

表 4－3 水質基準項目及び検査頻度（給水栓（今熊））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度 (回/年)	
				代替地点		給水栓	代替地点	給水栓
				今熊分岐	池之原分岐	今熊	今熊分岐 池之原分岐	今熊
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	<0.0003	—	2	—*3*4
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	<0.00005	—	2	—*3*4
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	2*3
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	—	<0.002	—	2*3
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		—	—	1.13	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.10	0.10	—	4	—*4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	<0.1	—	2	—*3*4
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	<0.0002	—	2	—*3*4
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	<0.005	—	2	—*3*4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	<0.004	—	2	—*3*4
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	<0.002	—	2	—*3*4
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	<0.001	—	2	—*3*4
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	—	0.09	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	—	0.018	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.005	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	—	0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	—	0.003	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	—	0.04	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	—	0.004	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	—	0.014	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	—	<0.1	—	2*3
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	—	<0.02	—	2*3
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	—	<0.1	—	2*3
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.2	16.5	—	2	—*3*4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	—	20.3	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	45.2	45.7	40.8	4	1*4
基 40	蒸発残留物	500 以下		110	110	89	4	1*4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	—	2	—*3*4
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	—	<0.000001	—	1*5
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	—	<0.000001	—	1*5
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	<0.01	—	4	—*4
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	—	2	—*3*4
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	—	0.8	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	—	7.2～7.5	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	—	0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	—	<0.1	—	12

表 4-4 水質基準項目及び検査頻度（給水栓（金剛・大野東））

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値*1			検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓		代替地点	給水栓
				大野台分岐*2	金剛	大野東	大野台分岐	金剛 大野東
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	—	2	—*3*4
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	—	2	—*3*4
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	2*3
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	2*3
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	—	2	—*3*4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		—	1.14	1.17	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.11	—	—	4	—*4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	—	2	—*3*4
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	—	2	—*3*4
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	—	2	—*3*4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	—	2	—*3*4
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	—	2	—*3*4
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	—	2	—*3*4
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	0.08	0.10	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.019	0.024	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.004	0.005	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	0.011	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.0042	0.004	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.039	0.05	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.004	0.004	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.013	0.016	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		—	<0.1	<0.1	—	2*3
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	<0.02	—	2*3
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	<0.1	—	2*3
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		17.6	—	—	2	—*3*4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	20.2	20.2	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	43.9	42.3	41.0	4	1*4
基 40	蒸発残留物	500 以下		109	97	93	4	1*4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	—	—	2	—*3*4
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	<0.000001	—	1*5
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	<0.000001	—	1*5
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	—	4	—*4
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	—	2	—*3*4
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	0.8	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	7.3～7.9	7.2～7.6	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	<0.5	<0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	<0.1	—	12

- *1 令和3年4月から令和6年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記しています。
- *2 大野台分岐（令和5年4月運用開始）の過去3年間の最高値は、泉北浄水池・流出の数値を掲載しています。
- *3 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から年2回検査を行います。
- *4 水道法により、送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口及び受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を今熊分岐及び池之原分岐又は大野台分岐に代替して検査を行います。
ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を行います。
- *5 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。

表5 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度（回/年）	
		今熊分岐・池之原分岐 大野台分岐 ^{*3}	東野西・山本北・ 今熊・金剛・大野東
目01	アンチモン及びその化合物	1	—
目02	ウラン及びその化合物	1	—
目03	ニッケル及びその化合物	—	2
目04	削除	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	1	—
目06	削除	—	—
目07	削除	—	—
目08	トルエン	1	—
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	—
目10	亜塩素酸 ^{*1}	—	—
目11	削除	—	—
目12	二酸化塩素 ^{*1}	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	—	2
目14	抱水クロラル	—	2
目15	農薬類	—	—
目16	残留塩素	—	2
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ^{*2}	—	1
目18	マンガン及びその化合物 ^{*2}	—	1
目19	遊離炭酸	—	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	1	—
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	1
目23	臭気強度(TON)	—	1
目24	蒸発残留物 ^{*2}	—	1
目25	濁度 ^{*2}	—	1
目26	pH値 ^{*2}	—	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	—	1
目28	従属栄養細菌	—	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	1	—
目30	アルミニウム及びその化合物 ^{*2}	—	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオktan酸(PFOA)	—	—

*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

*2 水質基準項目と重複した項目です。

*3 給水栓の代替としての頻度を記載しています。

表 6 その他の項目及び検査頻度

項 目	検査頻度 (回/年)	
	今熊分岐・池之原分岐 大野台分岐	東野西・山本北・ 今熊・金剛・大野東
気温	4	12
水温	4	12
電気伝導率	—	12
酸度	—	1
アルカリ度	—	1



水質検査計画 大阪狭山水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 大阪狭山水道センター
(大阪狭山市役所内)

電話：072-349-9413 FAX：072-366-0034

住所：〒589-0005 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1